

## 勿凝学問 106

お彼岸だし、おはぎでも食べながら「社会保障在り方懇」というものを思い出して  
のんびりするのもいいかもしれない  
——労使による主に年金制度への合意文書？——

2007年9月23日  
慶應義塾大学 商学部  
教授 権丈善一

今日、自民党の新総裁も決まったようだし、新総裁に決まった福田氏は、21日に年金について「与野党で良い案を作るのは一つの方法だ。(税方式を含めて)柔軟に考えていい」と発言して、再々再々再度くらいに年金制度論がもりあがりそうな雰囲気を見せている。この福田氏の言葉を受けて、「民主は警戒」と見出しをつけている朝日新聞<sup>1</sup>は、なんとも的を射ているようでおもしろく、近々僕も、「民主党の年金改革案は大いに検討の価値があると思います。2004年5月6日の三党合意、その合意に基づき2005年3月8日の民主党岡田代表による“私の政治判断”発言を契機に始まり同年秋までに報告書を出すとしながら、いつのまにか立ち消えになった与野党合同会議<sup>2</sup>を是非とも復活されるのはいかがでしょうか」という文章をマジメな顔して書いて遊ぼうと思ってはいる。まあ、そうは言っても、こうした呼びかけに対して民主党はこれまでの経過上、われわれの言っているのは基礎年金の租税方式化ではなく、最低保障年金の実現であるとか(本当は、報酬比例年金に上乗せされる年金が、年収ゼロから600万円までの人まで同額なのだから<sup>3</sup>、これを「最低保障

---

<sup>1</sup> 「全額税方式、にわかに注目 基礎年金、福田氏・経団連会長が言及 誘い水？民主は警戒」『朝日新聞』2007年9月22日朝刊8面。

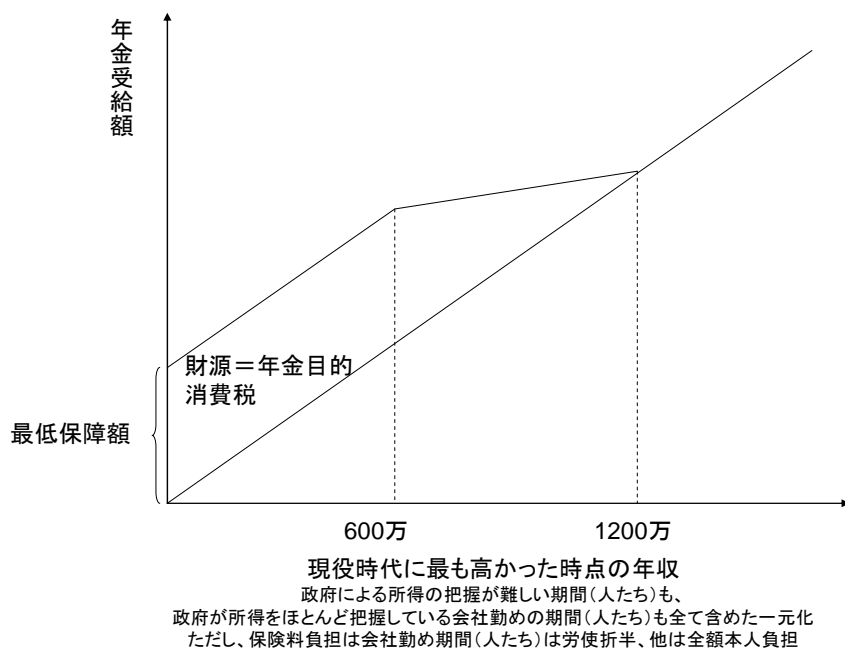
<sup>2</sup> 2005年7月29日、両院合同会議の与謝野会長による「それでは、時間も参りましたので、本日の自由討議は終了することにいたします。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします(午後3時16分散会)」で終わっている。

[「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議の会議録議事情報一覧」](#)より

両院合同会議設置の経緯については、「勿凝学問 29 [三党合意は古証文](#)」「勿凝学問 32 [年金改革と民主主義](#)」(共にⅢ巻所収)を参照されたい。

<sup>3</sup> 勿凝学問 95 で描いた下記参照。

年金」と呼ばれると、んっ？どこが最低なの？とからかいたくなるんだけど、今日のところは、まあいいか・・・<sup>4)</sup>、これを制度化するためにわれわれは消費税の引き上げは一切必



「民主党改革案に関する報道をもとに権丈が作成」

<sup>4)</sup> 2004年4月7日に発表された[民主党年金改革案](#)では、「最低保障年金」は次のように定義されている。

第五条第二項 最低保障年金（所得等比例年金の受給額が一定額に満たない場合においてこれを補足するための年金をいう。以下同じ。）の給付を受ける制度を基本とすること。

この法案を素直に読むとすれば、やはり最低保障年金は、次のスウェーデンの年金のように低所得層で厚くならなければならないような気がするの、僕だけだろうか・・・。

要ないと言っていると言いつけなければならないんだろうけど。それに、2005年3月8日の民主党岡田代表の“私の政治判断”による与野党での年金協議入りを、「次の衆院選で争点となるから、与党と手をつないではだめだと、選挙対策の観点から反対を主張」（『読売新聞』2005年3月9日）していたのは現民主党代表、当時副代表の小沢氏だったし。でもまあ、いつなるときに取引材料が勃発するのか分からないから、こういう事態の先行きは予測に馴染まないんだけどね——そして、予測に馴染まない事柄には、とにかく投網を打っておくことはポートフォリオ戦略上大切なことではある。

とはいえ、今日は、そういう話ではなく別件。といっても、半分ほどこの件と関係する「社会保障の在り方に関わる懇談会」の話ではある。

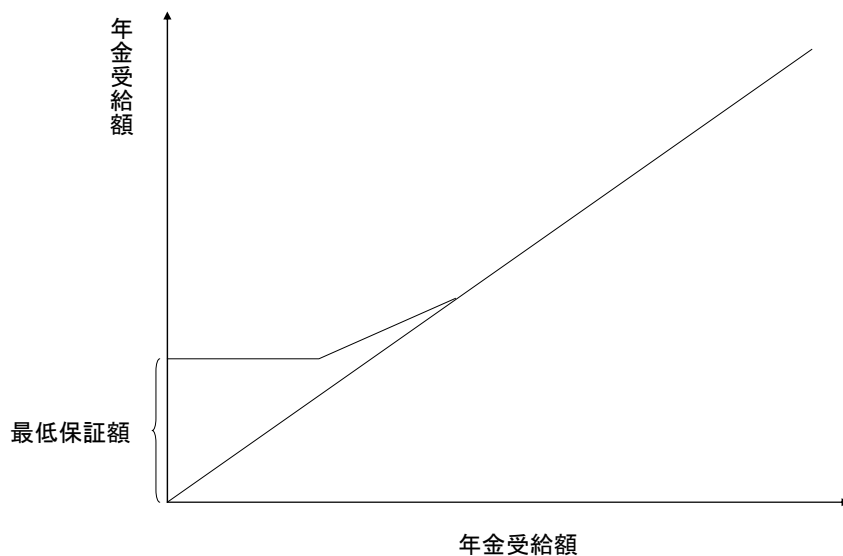
ふ〜っ。いまから半年以上も前の2006年11月24日に講演をした記録を、今頃チェックしている。ひとえに僕がひたすら先送りしていたからなんだけど・・・。

この時の講演では、今日の社会保障論議混迷の時代に一服の清涼剤のように気持ちを晴れやかにする「社会保障の在り方に関する懇談会報告書」にも触れていた——ことを、自分の講演録を読んでいて思い出したので、その該当箇所に講演で用いたパワーポイントを挿入して勿凝学問 106 にすることにした。涼しげな社会保障論を読んで、魑魅魍魎が跋扈するらしい皇居周り数キロあたりでしのぎを削られている方々の、明日を生きるエネルギーのひとつにでもしていただければと思う。

2006年11月24日

企業年金連合会東京地方協議会主催

「公的年金と社会保障改革の課題と展望」という演題のもと



## 年金不信とメディアクラシー<sup>5</sup>

ただいまご紹介に預かりました権丈と申します。2001年に『再分配政策の政治経済学』という本を出しました。副題は「日本の社会保障と医療」で、そのときまではずっと医療や社会保障全般の問題をやっておりました。年金はと言いますと、学生の頃から社会保障制度の一環としてその政策論を眺めたり考えたりはしていたのですが、まあ、論文を書いて年金を専門にするということにはしていませんでした。ところが、年金周りのことを観察していき、おいおいそれはちょっとあんまりだろうというようなことがいくつかありまして、ひょんなことから年金の世界に足を踏み入れることになりました。そうした中、2004年3月8日に、本日の主催者である「企業年金連絡協議会」で私は講演をしているようです。『再分配政策の政治経済学——再分配政策の政治経済学Ⅱ』は現在、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと三巻出していますが、ちょうどⅡ巻の『年金改革と積極的社会保障政策』の見本が私の手元に届いた時期での講演でした。おそらく私がこういう形で呼ばれた初めての講演だったのではないかと思います。

先ほど、控え室で、2004年のはじめにどうして私に声をかけられたのかと伺いましたら、私が『年金時代』という雑誌の2003年11月号のインタビューの中で、「メディアクラシーの日本的特徴と年金不信」という話をしていたのですが、そこで、日本の年金制度、2002年12月に出てきた「方向性と論点」、そしてそこから生まれてくる年金の2004年改革案——これらは本質的にそんなに悪くない。そんなに悪くないけれども、年金不信などという形で大騒ぎした状況になっているのは、実はメディアクラシーといいますか、この国はメディアの報道の仕方がなんだかおかしいのではないかということインタビューで答えていたそうです<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 見出しは、主催者側「企業年金連絡協議会」が記載——以下、同じ。

<sup>6</sup> たしかに、当時から、次のようなことを、インタビューの中で話をしていますね——三つ子の魂思いつきり百まで（笑）。

「メディアクラシーの日本的特徴と年金不信」『年金時代』2003年11月号  
〔『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』 pp.107-8〕

日本の新聞には発行部数の面において極めて大きな特徴があります。世界で発行部数の多い上位五番目までが、日本の新聞で占められています（日本国勢図会 2002-03）。世界で六、七番目に発行部数の多い新聞はイギリスのデイリー・メール、デイリー・ミラーでして、八番目に中国の人民日報が登場します。世界一の発行部数を誇る読売新聞と比較すると、イギリスのタイムズ紙は七%、フランスのル・モンド紙が四%の発行部数に過ぎません。日本の新聞界は、欧米のようにいわゆる読者のすみ分けがなされておらず、勧誘の仕方次第、紙面の内容次第で新聞を乗り換えてしまう読者を獲得するために大変激しい競争が展開されているのではないかと想像されます。

よもやこうした状況が、年金制度への不安を煽るといふ安易な販売戦略を展開させたりしていないことを祈りたいのですが、日本の年金論議を見る限り、先に挙げた作業仮説——年金に関するマスコミの取り扱い方にある種バイアスがあるために、日本の年金論議は混乱し続けているのではないかとこの仮説——を棄却できるだけの証拠がどうにも見あたらないのです。

もしこうした作業仮説が棄却されないのであれば、年金部会をはじめとして、日本の年金制度の持続可能性を高める努力をしてみても、若者たちが抱く確信、つまり将来には年金は崩壊するという確信を崩すことは、多勢に無勢ゆえにほとんど無理でしょう。日本における年金不信の蔓延や年金論議の混乱は、メディアクラシーの日本的特徴のような、どうにも根が深いところに原因があるのではないかと、私は疑っているわけです。

ちなみに、随分と昔から、一度は入ゼミ試験で「次の表をみて、新聞界と世論の日本的特徴を 800 字程度で要約せよ」という問題を出したいと思っていたことを告白しておきます。。。

国名	単位 千部	1970	1980	1990	1997	1998	1999	2000	2000	2000	2000
			8255	平2	平9	平10	平11	平12	読売=100	1970=100	1980=100
日本	読売新聞	5512	8475	9722	10216	10222		10224	100	1.85	1.21
日本	読売新聞-夕刊		4810	4710	4330	4250		4180	41		0.87
日本	朝日新聞	5994	7395	8198	8342	8285		8322	81	1.39	1.13
日本	朝日新聞-夕刊		4520	4740	4250	4140		4070	40		0.90
日本	毎日新聞	4667	4565	4170	3958	3990		3976	39	0.85	0.87
日本	毎日新聞-夕刊		2450	2140	1870	1780		1710	17		0.70
日本	日本経済新聞							3044	30		
日本	日本経済新聞-夕刊							1660	16		
日本	中日新聞							2714	27		
日本	中日新聞-夕刊							750	7		
日本	産経新聞							1998	20		
日本	産経新聞-夕刊							910	9		
アメリカ合衆国	ロサンゼルス・タイムズ			1196	1050	1068	1078	1033	10		
アメリカ合衆国	ニューヨーク・タイムズ	899	873	1108	1075	1067	1086	1097	11	1.22	1.26
アメリカ合衆国	ウォール・ストリート・ジャーナル				1775	1740	1753	1763	17		
アメリカ合衆国	ニューヨーク・デーリー・ニュース		1525	1098							0.00
アメリカ合衆国	ニューズ										
イギリス	デーリー・ミラー	4697	3651	3122		2339	2351	2279	22	0.49	0.62
イギリス	デーリー・メール	1509	1985	1705	2376	2388	2364	2384	23	1.58	1.20
イギリス	タイムズ	402	316	424	2220	767	726	721	7	1.79	2.28
イギリス	デーリー・エクスプレス		2325	1599	766						
フランス	ル・モンド				369	369	369	369	4		
フランス	フィガロ			453							
フランス	フランス・ソワール		504								
ドイツ	ヴェルト				304	304	304	304	3		
ドイツ	ビルト		5922	4370							
イタリア	コリエレ・デラ・セーラ		701	515	932	868	868	868	8		1.24
ロシア	イズベスチヤ			10430	612	612	415	415	4		
ロシア	プラウダ		10700								
中国	人民日報			4500	3000	3000	2150	2150	21		
韓国	朝鮮日報					2225	1960	1960	19		

出所)『本国勢図会(2002/03)』

その記事を読まれてなにか面白い若いのがいるぞ、ということで私に講演の依頼をだされたそうなんです。

『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』の初版が3月25日に出た、4月、5月は年金国会という形でみんなで年金で大いに盛り上がっていました。そして5月の末ころにこの本は90冊売れていました。要するにあの騒動の渦中に90冊しか売れないくらい——そのうちの多くは僕が謹呈していたんですけど——私はものすごく誰にも知られていなかったわけです。そうした頃に、わたくしのはじめての講演として、ここ「企業年金連絡協議会」に呼ばれたようなんです。

あれから2年半ほどが過ぎて、いろいろなことがありました。そのいろいろなことを話していくことができたらと思って、今日は準備をしまりました。

### 社会保障在り方懇の設置へ

2006年に日本社会の中長期的見通しがいくつか出されました。1つは「社会保障の在り方に関する懇談会」、これは、“在り方懇”“社会保障在り方懇”とっていますが、この在り方懇が2006年5月26日に「今後の社会保障の在り方について」という報告書を出しました。その中で「社会保障の給付と負担の見通し」が述べられています。それを受けて、7月7日に閣議決定で歳出歳入一体改革に向けた取り組みが出てまいります。この7月7日の歳出歳入一体改革が、いわゆる2006年の骨太の方針です。そこで中長期的に日本をどういう形に作っていくか、社会保障をどういうふうにしていくか、そしてその中で年金をどのように位置づけていくかということについてある程度の方向性が示されています。

「社会保障の在り方に関する懇談会」は、2004年7月に内閣官房長官の下に設置されます。そして約2年間をかけて、社会保障制度全般について税、保険料等の負担と給付の在り方を含め一体的な見直しを議論し、2006年5月に「今後の社会保障の在り方について」がまとめられたわけです。

### 在り方懇報告書は労使が認めたことに意味が

どうして私がこの在り方懇の報告書に関心を示すかということ、在り方懇の構成員には政府税調の会長、年金部会の会長、そして連合の代表（笹森清：連合顧問）、経団連の代表（西室泰三：経団連評議員会副議長）という人たちが入っていたからです。この在り方懇では、労働も使用者も一緒に社会保障について考えていく形になっていきます。2006年5月に出された報告書は、お互いに議論を尽くして認め合ったものです。だから、普通に考えれば、連合も経団連も、それぞれトップが合意したことに従わないということは、それぞれのトップに反旗を翻すことになるということになると思います。

年金改革に関してはどのようなことが報告書に書いてあるかということ、2004年改革を1mmも動かさない状況で認める形になっています。

## 在り方懇による「2004年 年金改革の確認」

### ① 将来の保険料の固定：

仮に、この改革を行わなければ厚生年金保険料率で25.9%までの引上げが必要であったが、この改革により、保険料の水準を2017年度（平成29年度）まで段階的に18.3%まで引き上げた後は、将来にわたり固定することとした。また、国民年金の保険料についても、段階的に引き上げ、2017年度（平成29年度）以降、2004年度（平成16年度）価格で16,900円で固定することとした。

### ② マクロ経済スライドの導入：

給付について、公的年金の被保険者数の減少や平均余命の伸びに応じ、自動的に給付の伸びを抑制する「マクロ経済スライド」を導入した。（なお、「マクロ経済スライド」の下では、賃金・物価の伸びがマイナスである場合を除き名目年金額は維持される。また、標準的な年金受給世帯で所得代替率50%を上回る給付水準を確保することとし、50%を下回るが見込まれる場合には、給付と負担の在り方について再検討することとしている。）

将来の保険料については、「仮にこの改革を行わなければ厚生年金保険料率で25.9%までの引上げが必要であったが、この改革により保険料の水準を2017年度まで段階的に18.3%まで引き上げた後は、将来にわたり固定することとした」。だから保険料の18.3%までの引上げについては、労働者側、経営者側のトップは判を押してしまった。給付については、「公的年金の被保険者数の減少や平均余命の伸びに応じ、自動的に給付の伸びを抑制するマクロ経済制度を導入した」。そして、「給付水準が50%を下回るが見込まれる場合には、給付と負担の在り方について再検討する」。

基礎年金国庫負担割合の引き上げも、2009年度までに1/2に引き上げることとしたとしています。基本的には三党合意をきっかけにしてみんなで議論しましょうという形ができあがっていった。そして今後の社会保障についての基本的な考え方を、経営側と労働者側のトップが参加して議論をしていき、次のような形で認めていきます。

## 社会保障についての基本的な考え方

我が国の福祉社会は、自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられるべきものであり、その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすものである。

この場合、全ての国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、

- ① 自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として、
- ② これを生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、
- ③ その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける

ことが適切である。

その「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式を基本とすべきである。その際には、国民皆保険・皆年金体制を今後とも維持していく必要がある。



「我が国の福祉社会は自助、共助、公助の適切な組み合わせによって形づくられるべきものであり、その中で社会保障は、国民の「安心感」を確保し、社会経済の安定化を図るため、今後とも大きな役割を果たすものである。この場合すべての国民が社会的、経済的、精神的な自立を計る観点から、①自ら働いて自らの生活を支え自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本として」、これは問題ないと思いますが、「③その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭環境などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける」とする。

そして生活のリスクを相互に分散する共助を定義して、ここが重要なのですが、「この「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点からは、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式を基本とすべきである。その際には、国民皆保険・皆年金体制を今後とも維持していく必要がある。」という形で、じわじわと議論を押し進めていきます。

「改革後の将来見通しを踏まえた今後の在り方」というビジョンを示した項目で出てくるのは、「原則すべての雇用労働者について、雇用保険と社会保険で共通の適用ルールとすることにより、社会保険制度を雇用形態の選択に対して中立的な仕組みとする必要がある」となっています。



## 改革後の将来見通しを踏まえた今後の在り方 (受給者と受益者のバランスの確保)

一方で、各企業においては、近年、競争力強化の観点から、正社員からパート・派遣など非正規雇用に切り替える動きが見られている。今後は、正社員と非正規雇用の間の処遇上の均衡を図っていくとともに、原則すべての雇用労働者について、雇用保険と社会保険で共通の適用ルールとすることにより、社会保険制度を雇用形態の選択に対して中立的な仕組みとする必要がある。つまり、非典型労働者にも雇用者としての社会保険の担い手の役割を付与するとともに、雇用者としての年金保障の充実を図る方向で、2004年(平成16年)の年金改正法附則の趣旨も踏まえ、検討を急ぐべきである。このことは、「共助」のシステムである社会保障の本来の機能の在り方という観点からも、非典型労働者のウエイトが高い産業・企業と低い産業・企業の間において生じている社会保険料負担の不均衡、更には未納・未加入問題や適用範囲の是正の観点からも、重要である。

いま動いているパート労働の取り扱いに関しては、この報告書の中で方向として確立しています。それについて、「共助」のシステムである社会保障の本来の機能の在り方という観点からも、非典型労働者のウエイトが高い産業・企業と低い産業・企業の間において生じている社会保険料負担の不均衡、さらには未納、未加入問題や適用範囲の是正の観点からも、重要である」という形で、まさにいま議論されているところになってきます。

また、「改革後の将来の見通しを踏まえた今後の在り方」のところで、経団連や労働の代表がいる中で書かれた文章は、「我が国の社会保障への負担は諸外国と比べて高くない」となっている。

## 改革後の将来見通しを踏まえた今後の在り方 (保険料と給付の役割・位置づけ)

個人・企業を通じた社会保障への負担の在り方については、まず、社会保険方式を基本とする我が国においては、直接保険給付を受け得る被保険者及び制度の利益を受け得る事業主とが、それぞれ受益の内容は異なるものの、労使折半で応分の社会保険料負担を行うことが基本である。その上で、社会保障への負担は、個人については労働意欲の減退を招き労働力供給を減少させるとともに、企業については雇用や投資の減少を招き、経済成長率を低下させる懸念がある。一方で、社会保障負担の雇用や投資への影響は必ずしも明確ではないことに加え、我が国の社会保障への負担は諸外国と比べ高くないこと、また、社会保障が有効需要創出や経済に対する不況時のスタビライザー機能を果たしていることにも留意する必要がある。

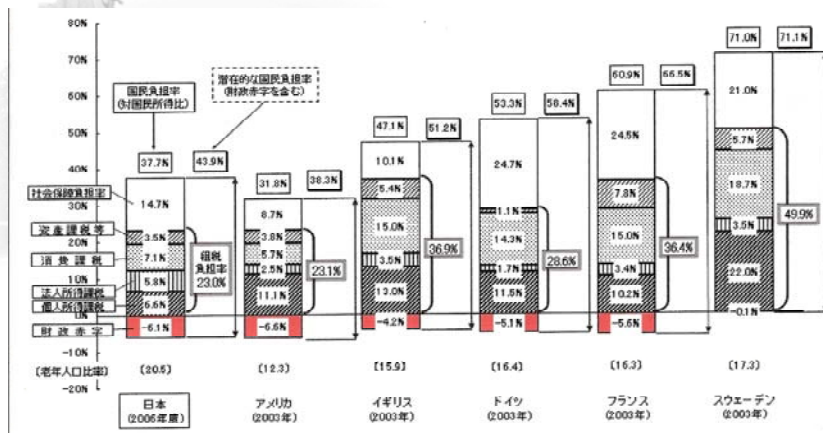
この文章の前には、「社会保障の負担の在り方については、まず社会保険方式を基本とする我が国においては、直接保険給付を受け得る被保険者及び制度の利益を受け得る事業主とが、……労使折半で負担することが基本である。その上で、社会保障への負担は、個人については労働意欲の減退を招き労働力供給を減少させるとともに、企業については雇用や投資の減少を招き経済成長率を低下させる懸念がある。一方で、社会保障負担の雇用や投資への影響力は必ずしも明確ではないことを加え」があります。

社会保障負担の雇用や投資への影響力は、これはもう本当に「明確ではない」わけですし、たとえば回帰分析を 200 万回行ってみても、政府の規模が経済成長率に影響を与えているという証拠はどこにもないという非常に面白い論文も *American Economic Review* で報告されてもいます。また、[World Economic Forum](#) が出している [国際競争力](#) によると、国民負担率の高い北欧諸国の方が小さな政府のアメリカや日本よりも高かったりしてしまいます。

だから、こういう「社会保障負担の雇用や投資への影響力は、必ずしも明確ではない」というような文章が労使双方から修正もされずに残っているというのが私にとってかなり面白いところなのですが、「我が国の社会保障への負担は諸外国と比べ高くない」で、「社会保障が有効需要創出や経済に対する不況時のスタビライザー機能を果たしていることにも留意する必要がある」という形で、いったんマイナスのことも言うけどプラスのことも言って、まあこんな感じだよという形の報告書をつくります。

ここで1つ言うておきますと、たとえば財務省が作っている国民負担率の内訳の国際比較（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）があります。

# 国民負担率の内訳の国際比較



財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/020.htm>

10

Keio University  
Y Kenjoh

財政赤字を示す赤いところがあり、個人所得税、法人所得課税、消費課税、資産課税の収入、そして社会保障負担がGDP（国民所得）に対して何割を占めるかを示しています。法人所得税の負担割合は、確かにドイツ、フランス、スウェーデン、イギリスなどよりはやはり少し高い。しかし、労使折半で行っている社会保障の負担は他の国と比べてかなり低い。いままでこの国では、そうした部分は見せない、議論しないという戦略がとられてきたのですが、「我が国の社会保障への負担は諸外国と比べて高くない」ということを、労使そろい踏みのもとで認めているというのが、非常に面白いところですね。

## 矛盾を含む民主党の年金改革案

そして、公的年金制度に対してこれから先どういう議論をしていくかという部分で、2006年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定されています。これについても、追加費用をなくさないとはなんたることかとか、官の優遇は許しがたいというような議論がなされるわけですが、冷静によく考えると、今の状況でもかなりの部分で官と民は一元化されています。官の保険料率が低いのは、基礎年金会計に対する拠出を被保険者グループ間の頭割りで行っているため、基礎年金という1階部分の保険料率は所得が高いグループでは低くなるというだけの話です。2階部分の保険料率は、厚生年金も共済年金も同じなんです。

それから、公的年金としての職域部分が廃止されるわけですが、民間準拠の考え方などを踏まえながら、公務員職務の特殊性などという公務員制度の関連から新たな仕組みを設ける必要があると、基本方針の中に民間準拠の考え方が書いてある。そこで、人事院にお願いして民間の企業年金や退職金の実態や諸外国の公務員制度を調べた結果が、先日のボジョレーヌーボーが解禁になった11月16日に出了。それは50人以上の民間企業の退職金・企業年金と比較すると、国家公務員のほうが低いという結果だった。これを民間と同じレベルにするには、国家公務員に対して新たに国庫負担を加えなければいけない。来

年の参議院選挙の前にそんなことができるわけがないという形で、もうこのことには触れないでおこうという方向に今入っているわけです。

制度の将来に関することについて、労働者と使用者の代表がそろってこの文書に合意していることに非常に重要な意味があります。

## 年金制度改革 (公的年金一元化)

国民年金と被用者年金の一元化は、国民に分かりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式によることを基本として、今後検討すべき課題である。

この場合、高齢(退職)所得リスクの違い、所得形態及び納付形態の違い、保険料賦課基準所得の定義の違いといった被用者と自営業者等との相違点を解消するという条件整備が不可欠である。その際には、仮に納税者番号制度が導入されたとしても、自営業者等の所得把握には一定の限界があることに留意する必要がある。また、事業主負担をどうするかという課題や自営業者等に所得比例保険料負担を求めることに賛同が得られるかという課題がある。さらに、現行制度と比べ給付と負担が大きく異なることとなると考えられるため、これについての十分な分析も必要となる。

国民年金と被用者年金の一元化は国民にわかりやすく負担についての合意が得やすい社会保険方式を基本とするとある。今後検討すべき課題として、高齢者所得リスクの違い、所得形態および納付形態の違い、保険料賦課基準所得の定義の違いといった、被用者と自営業者との相違点を解消するという条件整備が不可欠とあります。要するにサラリーマン、自営業者、農業者の所得を政府が実際にはどの程度把握しているかを示す「クロヨン(9・6・4)」とか「トウゴウサン(10・5・3)」という捕捉率の話です。特に医療などでしたら、一元化しても給付と払った保険料がリンクしているわけではありません。しかし民主党の年金改革案では、勤労期の所得、それに賦課されて支払った保険料に応じて、国庫負担としての最低保障年金を乗せるという形でやろうとしているのです。ということは、払った保険料を課すベースとなる所得をかなり正確にとらえておかないと、捕捉率に違いがあったら大変な問題といえますか、民主党の言う「最低保障年金を賄う年金目的消費税」を支払うだけでその見返りは見込めない所得層の人たちの感情をかなり逆なでする不公平感が出てくることを、私は民主党が年金改革案を出した瞬間から言い始めておりました。

彼らは、最低保障年金を年金目的消費税で賄うと言っている。そして、一定の所得までは最低保障年金をもらえることができるのですが、それ以上はもらえません。おそらくここにいらっしゃる方々の多くは最低保障年金は減額されるか、もしくはまったく受給できないはずです。一生かかわらない最低保障に対し、彼らがいう3%の新たな年金目的税を払わなければいけないという案なのです。しかも、所得が正確に把握されていないのですから、自分は年金目的消費税を支払っているけど、最低保障年金はほとんどもらえない。しかしながら、全額の最低保障年金を受給している人は、実は自分よりも所得が高く豊か

な生活をしているように見える人が目についたりする。

こういう制度が本当に安定して運営されるのかという話を、ずっと私はしているわけです。

この点について在り方懇は、「仮に納税者番号制度が導入されたとしても、自営業者との所得把握には一定の限界があることに留意する必要がある」といっている。ここを認めているのがなかなかいいところです。納税者番号制度を導入すれば所得の把握は完全にうまく行くと思う人がいるかもしれませんが、アメリカでもスウェーデンでも所得の捕捉はうまくいっていません。やはりこの「トウゴウサン」みたいなのがでてきます。だから、これですべてが解決するというのは大間違いで、まだ捕捉にいろいろな差が生まれてくる。それを基準にして最低保障年金を導入すると、政治的あるいは技術的にはかなりリスクになってくる。

自営業者の所得把握には一定の限界があること、また報酬比例年金一本にするといっても事業主負担を自営業者が負担しなければ同じ額にはならない。それをどうするのだというのを、私は2004年4月に民主党が法案を出してすぐに、そういう文章を書いてホームページ上にアップしました。

いずれにせよ、こういう形で労働者側、経営者側の人たち、税制調査会のトップ、年金部会のトップなど、いろいろな人たちが全部集まってこの文書の公開に許可を出していくというところが、私は非常に意味があると思います。

・・・講演は、なお60分ほどつづいていく。

まあ、「社会保障の在り方に関する懇談会」の報告書を、官僚の描いたシナリオに沿っただけのものと読むか、それとも、利害が対立する労使双方からみても、真面目に考えれば年金をはじめとした「今後の社会保障の在り方について」はさほど自由な選択肢があるわけではないことが示されていると読むか、それはおそらく、学生時代の教育がどのようなものだったかに依存するような気がしないでもない——世の中、そんなものでしょう。

参考資料

[社会保障の在り方に関する懇談会](#)

報告書「[今後の社会保障の在り方について](#)」